

魚津市告示第130号

魚津市ちびっこ広場の設置及び管理運営要綱の一部改正について

魚津市ちびっこ広場の設置及び管理運営要綱（平成21年魚津市告示第69号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月13日

魚津市長 村椿 晃

第2条各号列記以外の部分を次のように改める。

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

同条第3号を次のように改める。

（3） 管理者 広場の維持及び管理運営に責任をもって当たる者をいい、原則として自治会等の長がその任に当たる。

第9条第1項中「並びに前条第1項第1号、第2号又は第3号」を「又は前条第1号、第2号若しくは第3号」に改める。

様式第1号中「管理者氏名 ㊟」を「管理者氏名」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。